

令和7年4月1日

佐賀市立日新小学校いじめ防止基本方針

佐賀市立日新小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「佐賀市立日新小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的姿勢」を示す。

- 学校、学年、学級内にいじめを絶対に許さないことを浸透させる。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に確実に解決する。
- いじめ問題について保護者、地域、そして、関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは

いじめ防止対策推進法第2条において、「『いじめ』とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義にとらわれすぎることなく、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

《児童に対して》

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎。基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を味わわせる。
- ・思いやりの心や、「児童一人一人がかかけがえのない存在である」といった命の大切さを、道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童自身がもつよう、様々な活動の中で指導する。

・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、やめさせたり、先生方や友達に知らせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

《教職員に対して》

- ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるような授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や生命尊重の心を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。
- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年、同僚への協力を求める意識をもつ。

《学校全体として》

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を毎月1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長がいじめに関する講話を行い、学校として「いじめは絶対許されない」ということ、いじめに気づいたときには、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に知らせる。
- ・いじめに関して、児童会としての取り組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

《保護者・地域に対して》

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便りやふれあい道徳授業、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 いじめの早期発見、早期対応について

《早期発見に向けて・・・「変化に気づく」》

- ・児童の様子を、担任はじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声をかけ、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

《相談ができる・・・「誰にでも」》

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって耳を傾け、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

《早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」》

- ・教員が気づいた、あるいは児童や相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめるかについて気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童への指導及び保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

4 校内体制について

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、該当児童担任、該当児童学年主任、教育相談担当者とする。また、いじめが認知された場合に対応するために、拡大委員会を設ける。拡大委員は校内の委員に加えて、外部委員として学校評議員(1名)、PTA表代表者(1名)を加える。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、いじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、教職員が共有するようにする。
- ・学校評価において、評価項目「心の教育」の中の取組内容として「いじめの早期発見、早期対応に向けた取組の充実」を起こし、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、佐賀市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、佐賀警察署と連携して対応する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをもつことを願います。

令和7年4月1日一部改定